

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則新旧対
照表

現 行	改 正 案
(趣 旨) 第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号等に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額その他施設型給付費等の額の計算に必要な事項並びに法附則第6条第4項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第56条第3項</u>の規定により徴収する費用の額について定めるものとする。 ～ 略 ～ (措置費用) 第4条 第2条第1項第2号の規定は、児童福祉法<u>第56条第3項</u>の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「措置費用」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、町長が定める。 ～ 略 ～ 別表(第2条、第3条、第4条関係) 利用者負担額 (略) 1～5 (略) 6 特定被監護者等(政令第14条に規定する<u>特定被監護者を</u>いう。以下同じ。)が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者(政令第4条第2項第7号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。))にあっては、77,101円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 (1) <u>次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども</u> その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げ	(趣 旨) 第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号等に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額その他施設型給付費等の額の計算に必要な事項並びに法附則第6条第4項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第56条第2項</u>の規定により徴収する費用の額について定めるものとする。 ～ 略 ～ (措置費用) 第4条 第2条第1項第2号の規定は、児童福祉法<u>第56条第2項</u>の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「措置費用」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、町長が定める。 ～ 略 ～ 別表(第2条、第3条、第4条関係) 利用者負担額 (略) 1～5 (略) 6 特定被監護者等(政令第14条に規定する<u>特定被監護者等を</u>いう。以下同じ。)が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者(政令第4条第2項第7号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。))にあっては、77,101円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 (1) <u>特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u> その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げ

る世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあっては、零)	る世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあっては、零)
<u>ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準子どもである満3歳未満保育認定子ども</u>	(削る)
<u>イ 教育・保育給付認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どもである満3歳未満保育認定子ども</u>	(削る)
(2) <u>次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども</u> 零	(2) <u>特定被監護者(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども</u> 零
<u>ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準子どもである満3歳未満保育認定子ども</u>	(削る)
<u>イ 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準子どもを除く。)のうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども</u>	(削る)
<u>ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準子ども及びイの規定に該当する負担額算定基準子どもを除く。)である満3歳未満保育認定子ども</u>	(削る)
7 (略)	7 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和3年10月1日から施行</u>

する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育(以下この項において「特定教育・保育等」という。)が行われた月が令和3年10月以後の場合における利用者負担額について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年9月以前の場合における利用者負担額については、なお従前の例による。